

○総務省告示第五百三十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十九号（特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣 川端 達夫

第二項の表移動体識別用の項中「一秒」を「四秒」に、「〇・一秒」を「〇・〇五秒」に改め、同表の注6中「九五二MHzを超え九五七・六MHz以下」を「九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下」に改め、「ただし」の下に「、九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用するものであって」を加え、同注(1)中「〇・一秒」を「〇・四秒」に改め、同注(2)中「〇・一秒」を「二ミリ秒」に、「最初に電波を発射してから〇・一秒以内に再送信（当該時間内に停止する再送信に限る。）を行う」を「送信時間が六ミリ秒以下の」に改め、同表の注9を次のように改める。

9 九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備の送信時間及び送信休止時間については、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 空中線電力が一ミリワット以下であつて、九一五・九MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する場合の送信時間及び送信休止時間は、〇・一秒とする。ただし、最初に電波

を発射してから○・一秒以内に再送信（当該時間内に停止する再送信に限る。）を行う場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができることとする。

(2) 空中線電力が一ミリワット以下であつて、九二八・一MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用する場合の送信時間及び送信休止時間は、○・○五秒とする。ただし、最初に電波を発射してから○・○五秒以内に再送信（当該時間内に停止する再送信に限る。）を行う場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができることとする。

(3) 空中線電力が一ミリワットを超え二〇ミリワット以下であつて、九二〇・五MHz以上九二八MHz以下の周波数を使用する場合の送信時間及び送信休止時間は、それぞれ四秒及び○・○五秒とする。ただし、最初に電波を発射してから四秒以内に再送信（一二八マイクロ秒以上のキャリアセンスを行った後の送信であつて、当該時間内に停止する再送信に限る。）を行う場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができることとする。

(4) 空中線電力が一ミリワットを超え二〇ミリワット以下であつて、九二〇・五MHz以上九二八MHz以下の周波数を使用し、次項第二号(4)の技術的条件が適用される場合の送信時間及び送信休止時間は、それぞれ○・四秒及び二ミリ秒とする。ただし、送信時間が六ミリ秒以下の場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができることとする。

第三項第二号中「九五〇MHz帯」を「九一五・九MHz以上九二八・一MHz以下」に改め、同号(1)中「(

一) 七五デシベル」を「(一) 八〇デシベル」に改め、同号(3)中「一〇ミリ秒」を「五ミリ秒」に改め、同項第五号中「九五二MHzを超え九五七・六MHz以下」を「九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下」に改め、同号(1)中「(一) 六四デシベル」を「(一) 七四デシベル」に改め、「以上の値」の下に「(空中線電力が一〇ミリワット以下のものにあつては、(一) 六四デシベル以上の値)」を加え、同号(3)中「一〇ミリ秒」を「五ミリ秒」に改め、同号(4)中「九五四MHzを超え九五七・六MHz以下」を「九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下」に改める。

第五項第一号(2)中「九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であつて、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの空中線に一ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合であり」を「空中線電力一ミリワット以下の無線設備であつて、九一五・九MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する場合であり」に改め、同号に次のように加える。

(3) 九一五・九MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であつて、他の無線設備からの要求(送信する無線チャネルについて、キャリアセンスを行ったものに限る。

一) からの応答であつて、送信時間が〇・〇五秒以下となるもの

(4) 九二八・一MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備